

オンライン資格システムの導入について

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

1. 初診の方は、別紙《初診時間診票》のご記入をお願いします。
※内科、外科、整形外科では原則、AI問診用のタブレット端末を使用します。
2. 当院宛の紹介状をお持ちの方は、『②紹介専用受付』にご提示をお願いします。
3. マイナンバーカードで認証し、診療情報等取得の同意を頂くことで、下記情報が閲覧可能となり診療に活用する事が出来ます。

○健康保険証の資格の有無 ○高額療養費制度の負担区分 ○他院での投薬履歴 ○特定検診情報

4. マイナンバーカードによる承認の有無と、診療情報等取得の同意の有無による点数の違いは下記の通りです。

○初診時：マイナンバーカード承認と診療情報等取得の同意がない場合

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・・・(6点)

○初診時：マイナンバーカード承認と診療情報等取得の同意がある。又は紹介状持参の場合

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算2・・・(2点)

○再診時：マイナンバーカード承認と診療情報等取得の同意がない場合

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算3・・・(2点)

注) 初診料を算定する場合とは

- ・当院を始めて受診される方。
- ・過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

令和5年4月1日
西美濃厚生病院